

第3部 地震・津波災害対策編

第1章 災害応急対策計画

第7節 避難所収容対策計画

第6 指定避難所等

1 津波警報発令時の避難予定場所については、次のとおりとする。（指定緊急避難場所）

避難対象地区	地区名	避難予定場所及び避難経路
網 田	赤瀬周辺	(1) 赤瀬駅（標高 42m）
	平岩周辺	(2) 赤瀬踏切から高台へ
	御奥来周辺	(3) 平岩踏切から古屋敷地区へ通じる道路を上げる（標高 25m）
	戸口周辺	(4) 御奥来地区上へ通じる道路を上げる（標高 23m）
	塩屋周辺	(5) 戸口避難路から島山へ（標高 80m）
	網田小周辺	(6) 辺田目東避難路から高台へ
	新地周辺	(7) 網田中学校体育館（標高 36m）
	田平周辺	(8) 網田小学校体育館（標高 28m）
	浦小松周辺	(9) 新地避難路から高台へ（標高 15m）
	長浜周辺	(10) 田平地区道路を上げる
	〃	(11) 配水地
	多出迫周辺	(12) 浦神社又は笠瓜方面へ
	小池周辺	(13) 火の国屋横の道を山上へ
	そ の 他	(14) 長浜東避難路から山へ
網 津	長部田・小部田	(15) 長浜西避難路から上がる
	住吉・鯉鱈	(16) 小池納骨堂横又は地区内から山へ
	直築周辺	(17) 小池納骨堂横（標高 24m）
	駅前・住吉	(18) 最寄りの高い場所（できるだけ高い場所がよい）
	そ の 他	(19) 小部田避難路から高台へ
		(20) 住吉神社（標高 37m）
		(21) 住吉中学校体育館（標高 31m）
緑 川	辺田・潟周辺	(22) 直築避難路から高台へ
	〃	(23) 梅咲避難路から高台へ
	上新開・下新開	(24) JR 住吉駅前駐輪場
	そ の 他	(25) 東中村避難路から高台へ
		(26) 新川東・西避難路から高台へ
走 潟	全 域	(27) 最寄りの高い場所（できるだけ高い場所がよい）
		(28) 住吉中学校体育館（標高 31m）
		(29) 三角線を越えて山手の方へ
		(30) 辺田避難路から高台へ
		(31) 梅咲避難路から高台へ
		(32) 三角線を越えて山手の方へ
		(33) 城塚避難路から高台へ
		(34) 最寄りの高い場所（できるだけ高い場所がよい）
		(35) 宇土市内中心部へ避難する
		(36) 次郎兵衛橋から三角線を越えて山手の方へ
		(37) 走潟小学校の屋上（標高 14m）
		(38) 平成走潟大橋から三角線を越えて山手の方へ

※ その他の地域については、できるだけ高台へ移動する。

※ 津波警報等がすべて解除後、かつ、津波により浸水していない指定避難所へ移動する。

2 地震災害発生時の指定避難所等については、次のとおりとする。（指定緊急避難場所及び指定避難所）

避難対象地区	指定緊急避難場所	指定避難所	避難経路
宇 土	宇土市運動公園グラウンド	ecowin 宇土アリーナ（宇土市民体育館）	市道宇土中央線
	宇土高校グラウンド	市武道館	県道川尻宇土線
	鶴城中学校グラウンド	宇土市民会館	市道南段原線
	宇土小学校グラウンド	鶴城中学校体育館	市道北段原線
	宇土東小学校グラウンド	宇土小学校体育館	市道城之浦・三拾町線
	城山公園	宇土東小学校体育館	国道 57 号線
	市民広場 市役所駐車場	宇土高校体育館	市道馬之瀬線
花 園	立岡総合グラウンド	老人福祉センター、福祉センター	
	花園小学校グラウンド	市立図書館	
	御領五区児童公園（宇城市）	中央公民館	
	五色山グラウンド	花園小学校体育館	国道 3 号線
	立岡自然公園	花園コミュニティセンター	国道 57 号線
	花園幼稚園園庭	宇土市スポーツセンター	市道宇土・三日線
轟	轟地区グラウンド	宇土市スーパースーパー	市道古保里・曲野線
	宇土小学校グラウンド	轟地区農業者トレーニングセンター	
	城山公園	宇土小学校体育館	
	宇土高校グラウンド	ecowin 宇土アリーナ（宇土市民体育館）	
	宇土高校第 3 グラウンド	宇土高校体育館	
	飯塚防災広場	轟公民館	
緑 川	つつじヶ丘農村公園		
	緑川地区グラウンド	緑川地区農業者トレーニングセンター	国道 57 号線
	緑川小学校グラウンド	緑川小学校体育館	市道大曲・住吉堤防線
	住吉中学校グラウンド	住吉中学校体育館	市道城塚・上新開線
網 津	網津地区グラウンド	緑川公民館	
	網津小学校グラウンド	網津地区多目的研修会施設	国道 57 号線
	住吉中学校グラウンド	網津小学校体育館	市道大曲・住吉堤防線
	住吉神社	住吉中学校体育館	市道小部田・直築線
		網津防災センター	

避難対象地区	指定緊急避難場所	指定避難所	避難経路
走 潟	走潟小学校グラウンド	走潟小学校体育館 走潟地区体育館 宇土東小学校体育館 走潟公民館	国道 501 号線 市道東走・四丁線 市道東走・西堤防線
網 田	網田地区グラウンド 網田小学校グラウンド 網田中学校グラウンド 島山	網田地区農業者トレーニングセンター 網田小学校体育館 網田中学校体育館 西部老人福祉センター <u>網田コミュニティセンター</u>	国道 57 号線 市道網田中央線

※ 地震発生時の避難は、まず指定緊急避難場所へ集合し、余震がある程度治まってから指定避難所へ移動すること。

※ 自動車による避難は、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあるため、要配慮者を除き、原則徒歩とする。要配慮者の自動車による避難経路は、国道 3 号線、国道 57 号線、県道、市道等を使用することとし、避難の際には、道路の被災状況を確認しながら安全に避難を行うこと（避難経路については、第 5 部『災害危険箇所』4. 地区別避難路一覧による。）

3 福祉避難所については、次のとおりとする。

避難対象地区	避難場所
市内全地区	宇土市保健センター、あさひコート、ケアコートうと本町、 照古苑、照古苑ひまわりホーム、景雅苑

※ 福祉避難所とは、災害時に高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等、一般の避難所では対応が困難で、特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所のこと。

介護者がいる場合には宇土市保健センターを利用することが出来る。

また、避難指示等が発令され、必要性が認められた場合には、他の施設についても開設を行う。

第7 避難の誘導

1 市等

市は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう自主防災組織等の協力を得て、できるだけ自治会、町内会単位等で集団避難を行うものとし、特に高齢者、障がい者、児童、妊産婦等の避難行動要支援者については、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用して、避難支援を行うものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

(1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

(2) 津波に対する避難の場合は、特に次に留意すること。

ア できるだけ高い建築物や高台等の指定緊急場所へ誘導するものとする。

イ 徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難を図ること。

ウ 津波の危険は継続する可能性もあるため、気象台の情報等を十分に確認し、避難の解除が早すぎることをないよう適切な住民避難を行うこと。

(3) 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により可能であれば誘導員を配置して安全を期すること。

(4) 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。